

ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が制度化されました

ハ　　サ　　ッ　　プ

令和６年度　ＨＡＣＣＰ講習会

食品衛生法改正に伴い、令和３年６月に新しい制度が施行され、*原則全ての食品等事業者にＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の実施が義務付けられました。*

食品等事業者は、食品衛生に関する「衛生管理計画」を作成するとともに、その実施状況について「記録」し、「保存」することが必要です。

船橋市では、食品等事業者を対象に講習会を開催します。

受講者には「ＨＡＣＣＰ講習会修了済証」を交付します。ぜひご参加ください！

HACCPに

自信がない何だろう？

**※**受付は講習開始３０分前からです。

**【講習会日時】**

|  |  |
| --- | --- |
| **令和6年** | **１２月１７日（火）１４：００～１６：００** |
| **令和7年** | **３月１３日（木）１４：００～１６：００** |

HACCPって

どうやるの？

**？**

**【場所】**　船橋市保健福祉センター３階　保健学習室

（船橋市北本町１－１６－５５）

**【対象者】**船橋市内の食品等事業者

**【内容】**　ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理について（講義）

衛生管理計画作成と相談（実習）

**【持ち物】**　筆記用具、ご自身の店のメニュー表、レシピ等

**【定員】**各回30名程度（先着順）

**【申込方法】**船橋市食品衛生協会 に電話又はFAXでお申し込みください。

TEL　０４７－４０９－２２２７

FAX ０４７－４０９－２２２８

➡**裏面の申し込み票をご利用ください。**

疑問にお答えします❕

一緒に衛生管理計画を

作成しましょう❕



※受講料はかかりません。

※本講習会の受講は任意です。また、すでにHACCPに沿った衛生管理を実施されている場合等は、受講する必要はありません。

※講習会受講の際は公共交通機関を御利用ください。（お車で来所される方は、近隣の駐車場を御利用ください。）

**内容に関する問い合わせ先**

船橋市保健所　衛生指導課　食品監視係　TEL　０４７－４０９－２５６６

ＨＡＣＣＰ講習会申し込み票

船橋市食品衛生協会宛　　　　　　FAX:０４７－４０９－２２２８

営業施設名称

営業施設住所　　　船橋市

受講者代表氏名

参加人数　　　　　　　　　　　名

電話番号　　　　　　　　　－　　　　　－

受講年月日

|  |  |
| --- | --- |
| **日時** | **※希望日に〇を付けて下さい。** |
| **令和６年** | **１２月１７日（火）１４：００～１６：００** |  |
| **令和７年** | **３月１３日（木）１４：００～１６：００** |  |